

# 天寿国繡帳についての一考察

野見山, 由佳 / NOMIYAMA, Yuka

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

66

(開始ページ / Start Page)

17

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

2006-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011527>

# 天寿国繡帳についての一考察

## はじめに

聖徳太子に関係する遺物として、中宮寺に残る天寿国繡帳は、もとは大きな帳で二帳あったものの、破損が著しく、現在はいくつかの断片が残るにすぎない。しかし、この繡帳にあらわされていた銘文は、『上宮聖徳法王帝説』に伝えられている。

飯田瑞穂氏によつて復元された銘文は次のとおりである。

斯婦斯麻 宮治天下 天皇名阿 米久爾意 斯波留支  
 比里爾波 乃彌己等 娶巷奇大 臣名伊奈 米足尼女  
 名吉多斯 比彌乃彌 己等為大 后生名多 至波奈等  
 已比乃彌 己等妹名 等已彌居 加斯支移 比彌乃彌  
 己等復娶 大后弟名 乎阿尼乃 彌己等為 后生名孔

天寿国繡帳についての一考察（野見山）

野見山由佳

|      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| 部間人公 | 主斯婦斯 | 麻天皇之 | 子名薺奈 | 久羅乃布 |
| 等多麻斯 | 支乃彌己 | 等娶庶妹 | 名等已彌 | 居加斯支 |
| 移比彌乃 | 彌己等為 | 大后坐乎 | 沙多宮治 | 天下生名 |
| 尾治王多 | 至波奈等 | 已比乃彌 | 己等娶庶 | 妹名孔部 |
| 間人公主 | 為大后坐 | 瀆迎宮治 | 天下生名 | 等已刀彌 |
| 彌乃彌己 | 等娶尾治 | 大王之女 | 名多至波 | 奈大女郎 |
| 為后・・ | ・・歳在 | 辛巳十二 | 月廿一癸 | 酉日入孔 |
| 部間人母 | 王崩明年 | 二月廿二 | 日甲戌夜 | 半太子崩 |
| 于時多至 | 波奈大女 | 郎悲哀嘆 | 息白畏天 | 皇前日啓 |
| 之雖恐懷 | 心難止使 | 我大王與 | 母王如期 | 從遊痛酷 |
| 无比我大 | 王所告世 | 間虛假唯 | 佛是真玩 | 味其法謂 |
| 我大王忘 | 生於天寿 | 国之中而 | 彼国之形 | 眼所亘看 |
| 恠因凶像 | 欲觀大王 | 住生之状 | 天皇聞之 | 悽然告曰 |

有一我子 所啓誠以 為然勅諸 采女等造 繡帳二張  
 畫者東漢 末賢高麗 加西溢又 漢奴加己 利令者棕  
 部秦久麻

(前半と後半を便宜上・・・で区分した)

この銘文によると、推古三十年に等己刀彌彌乃彌己等(以下、太子)が薨去した後、妃である多至波奈大女郎が太子の往生した天寿国を見たいと発願し、推古天皇の詔で製作されたとある。

天寿国繡帳の成立時期に関しては、その銘文の内容が、天皇号の使用開始時期や和風諡号をめぐる問題や太子信仰の成立にも関わることから、これまでさまざまな観点から研究がなされている。

まず、和風諡号について、林幹彌氏は、銘文中に見られる和風の天皇名を諡号であると解釈し、諡号は天武朝より記紀編纂に伴ってつくられたものであるから、繡帳銘文成立をそれ以後であると考察された。<sup>(2)</sup> これには大橋一章氏の反論がある。大橋氏によれば、「宮号を冠した天皇名は、諡号ではなく、天皇即位後の尊称であるとして、繡帳の成立を推古朝と想定することに何ら問題ない」という。

また、大橋氏と同様に繡帳の成立を銘文どおり推古朝と考えるのは義江明子氏である。義江氏は銘文中の系譜記事

に注目し、「太子と橘大郎女の婚姻は欽明に始まる王統と稲目に始まる蘇我氏との両系統に属する男女の結合であったとして、繡帳銘系譜は推古朝成立である蓋然性が最も高い」と論じられた。

一方で繡帳の推古朝成立を否定する意見も少なくない。東野治之氏は、銘文の天皇称呼や図様の詳細な検討をもとに「現存する天寿国繡帳の制作年代は天武持統朝であり、推古末年に作られた古い繡帳の図様や銘文を下敷きにして作られた可能性がある」ことを示唆されている。<sup>(5)</sup>

また、瀬間正之氏は、これまで繡帳銘には古い字音仮名が多用されていることで、その成立を推古朝とみる意見があったのに対し、推古朝遺文を再検討されたうえで、「推古朝遺文に古韓音に依拠した仮名が使用されることがそのまま六世紀末〜七世紀初頭の成立を証明することにはならない」とされている。そのうえで、「繡帳銘も含む推古朝遺文の成立は、推古朝よりほぼ一世紀遅れる」と考察された。<sup>(6)</sup>

さらに、金沢英之氏は、従来問題とされてきた銘文中に見られる間人王の忌日の干支のずれに関して、「儀鳳曆により、計算されたものと考えることで説明可能であるとして、繡帳銘の成立は早くとも儀鳳曆と元嘉曆の併用が詔さ

れた持統四年以降、もしくは儀鳳暦が単独で用いられた文武朝以降<sup>7)</sup>であると指摘された。

この小論では、こうした先行研究を踏まえたくうえで、まず、繡帳銘の系譜記事について、用語上の問題と義江氏のいわれるところの「系譜意識」を中心に検討を進めたい。また銘文内の二つの語「大王」と「公主」に注目して、他の史料と比較することで、その言葉の特徴を分析する。さらに図様という観点からの考察も加えて、天寿国繡帳の成立時期について検討していきたいと思う。

### 一 系譜記事からの考察

天寿国繡帳銘系譜記事については、義江氏によつて詳細な研究がなされている。

義江氏によると、天寿国繡帳銘の系譜様式は「A娶B為后生C」であり、「A娶B生児C」とする「上宮記下巻注云」の系譜記事と比べると「為后」を含むことから、新しいものらしい。さらに「A娶B為后生C、復娶D……」あるいは「A娶B為后生C、娶E……」と主格を繰り返さないことから、主格を繰り返す「上宮聖徳法王帝説」の系譜記事前半部分より古く、したがって、「上宮記下巻注云」の系譜記事、天寿国繡帳銘系譜、「上宮聖徳法王帝説」の

系譜記事前半部分という順に成立したと考察されている。しかし、「上宮記」逸文や「上宮聖徳法王帝説」の成立時期に関しても諸説があり、この両史料と比較することで繡帳銘の成立時期を絞り込むことは困難である。

ここでは、系譜記事の中の「斯埴斯麻天皇之子名薺奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等」と「子」の語の表記に注目したい。「上宮記下巻注云」の系譜記事や「上宮聖徳法王帝説」の系譜記事は、「児」の表記であり、瀬間氏によると、「大宝二年の御野国戸籍では男子に『子』、女子に『児』を用いるという使い分けがされており、『児』から『子』への移行時期は七世紀末から八世紀初め頃である」という。したがって、「子」が用いられている繡帳銘系譜の成立は八世紀初め以降と考えられよう。

また、系譜の内容については、義江氏は「太子と妃の婚姻は欽明に始まる王統と稲目に始まる蘇我氏との両系統に属する男女の結合であったことを示すところに繡帳銘系譜の意味があった」とされている。さらに「そうした系譜意識が大きな社会的意味を持ったのは推古朝」であつて、この点から繡帳銘系譜の成立を推古朝であると考察されている。

この点に関しては、大山誠一氏が、山の上碑や「上宮

る。しかし、多至波奈大女郎の母に  
関しては、太子一族の詳細な系譜を  
伝える「上宮記下巻注云」の系譜や  
『上宮聖德法王帝説』の系譜にも見  
られない。繡帳銘系譜記事の成立し  
た時代にはすでにその名が伝わって  
いなかったことも考えられよう。ま  
た蕤奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等  
の母石姫は、『日本書紀』によると  
欽明天皇の皇后である。しかし、繡  
帳銘では「吉多斯比彌乃弥己等」を  
「太后」としたことから石姫を記載できなかつたのかもしれない。  
作者が太子父系を皇后所生として作り上げたかったのでは  
ないだろうか。さらに、石姫は敏達天皇の母であり、その  
子押坂彦人大兄皇子は天智・天武天皇の祖父にあたる人物  
である。推古朝からそう遠くない時代だと、石姫の近親者  
もまだ生存している可能性もあり、このような記述はでき  
なかつたのではないだろうか。この点からも繡帳銘系譜記  
事の成立年代は、これまでの考察にたがうことなく八世紀  
初め以降の成立というのは、妥当だと思ふ。

## 二 天寿国繡帳銘にみる「天皇」と「大王」の混在

天寿国繡帳の銘文は、前半の系譜部分と後半の部分では、同一人物でその表記が異なる。例えば、前半の「等已彌居加斯支移比彌乃彌已等」が後半部分では「天皇」と記されており、「等已刀彌彌乃彌已等」は後半部分では「太子」あるいは「(我) 大王」と記されている。ここでは繡帳銘の後半の部分を検証する。後半の部分では、「天皇」とは推古天皇を指し、「大王」は聖德太子を指している。太子を「大王」と記述することで、あたかも大王位についていたかのように感じられ、太子信仰の萌芽と見る向きもあるが、むしろ繡帳銘における「大王」の語は、『日本書紀』にみられる使用例とよく似ていると思う。

以下、『日本書紀』における「大王」の例を挙げる。

### ① 仁德天皇即位前紀

四十一年春二月、譽田天皇崩。時太子菟道稚郎子、讓位于大鷦鷯尊、未即帝位。仍詔大鷦鷯尊、夫君天下、以治萬民者、盍之如天、容之如地。上有驩心、以使百姓。百姓欣然、天下安矣。今我也弟之。且文獻不足。何敢繼嗣位、登天業乎。大王者風姿岐嶷。仁孝遠聆、以齒且長。足爲天下之君。

天寿国繡帳についての一考察（野見山）

### ② 允恭天皇即位前紀

群臣再拜言、夫帝位不可以久曠。天命不可以謙距。今大王留時逆衆、不正號位、臣等恐、百姓望絶也。願大王雖勞、猶即天皇位。（中略）

於是群臣皆固請曰、臣伏計之、大王奉皇祖宗廟、最宜稱。雖天下萬民、皆以爲宜。願大王聽之。

### ③ 允恭天皇元年十二月

元年冬十有二月、妃忍坂大中姬命、苦群臣之憂吟、而親執洗手水、進于皇子前。仍啓之曰、大王辭而不即位。位空之、既經年月。群臣百寮、愁之不知所爲。願大王從群望、強即帝位。

### ④ 雄略天皇即位前紀

大臣裝束已畢、進軍門跪拜曰、臣雖被戮、莫敢聽命。古人有云、匹夫之志、難可奪、方屬乎臣。伏願、大王奉獻臣女韓媛與葛城宅七區、請以贖罪。天皇不許、縱火燔宅。

### ⑤ 繼體天皇元年二月

男大迹天皇謝曰、子民治國重事也。寡人不才、不足以稱。願請、廻慮擇賢者。寡人不敢當。大伴大連、伏地固請。男大迹天皇西向讓者三。南向讓者再。大伴大連等皆曰、臣伏計之、大王子民治國、最宜稱。臣等、

爲宗廟社稷、計不敢忽。幸藉衆願、乞垂聽納。男大迹天皇曰、大臣大連、將相諸臣、咸推寡人。寡人敢不乖、乃受璽符。

# ⑥欽明天皇二年四月

百濟聖明王謂任那旱岐等言、日本天皇所詔者、全以復建任那。今用何策、起建任那。蓋各盡忠、奉展聖懷。任那旱岐等對曰、前再三廻、與新羅議。而無答報。所圖之旨、更告新羅、尚無所報。今宜俱遣使、往奏天皇。夫建任那者、爰在大王之意。祇承教旨。誰敢間言。然任那境接新羅。恐致卓淳等禍。

# ⑦欽明天皇五年二月

於是、任那旱岐等曰、由使來召、便欲往參、日本府卿、不肯發遣。故不往焉。大王、爲建任那、觸情曉示。視茲忻喜、難可具申。

# ⑧欽明天皇五年十一月

吉備臣・任那旱岐等曰、夫建任那國、唯在大王。欲冀遵王、俱奏聽勅。(中略)

於是、吉備臣・旱岐等曰、大王所述三策、亦協愚情而已。今願、歸以敬諮日本大臣。(謂在任那日本府之大臣也。)安羅王・加羅王、俱遣使同奏天皇。此誠千載一會之期、可不深思而熟計歟。

# ⑨舒明天皇即位前紀

時大兄王、使傳問群大夫等曰、天皇遣詔奈之何。對曰、臣等不知其深。唯得大臣語狀稱、天皇臥病之日、詔田村皇子曰、非輕輒言來之國政。是以、爾田村皇子、慎以言之。不可緩。次詔大兄王曰、汝肝稚。而勿諠言。必宜從群言。是乃近侍諸女王及采女等悉知之。且大王所察。

# ⑩舒明天皇元年正月

元年春正月癸卯朔丙午、大臣及群卿、共以天皇之璽印、獻於田村皇子。則辭之曰、宗廟重事矣。寡人不賢。何敢當乎。群臣伏固請曰、大王先朝鍾愛、幽顯屬心。宜纂皇綜、光臨億兆。即日、即天皇位。

# ⑪皇極天皇元年二月

丁未、遣諸大夫於難波郡、檢高麗國所貢金銀等、并其獻物。使人貢獻既訖、而謔云、去年六月、弟王子薨。秋九月、大臣伊梨柯須彌弒大王、并弒伊梨渠世斯等百八十餘人。仍以弟王子兒爲王。以己同姓都須流金流爲大臣。

以上、十一件のすべての例において「大王」の語は会話文の中で使用されている。⑥⑦⑧⑪は百濟の聖明王あるい

は高麗の王を指す敬称である。その他の例をみると、

① 皇太子である菟道稚郎子が後の仁德天皇へ讓位

② 群臣が後の允恭天皇へ即位を促す

③ 妃忍坂大中姫命が後の允恭天皇へ即位を促す

④ 大臣が後の雄略天皇へ話しかける（皇位をめぐる争いの際）

⑤ 群臣が後の継体天皇へ即位を促す

⑨ 群臣が山背大兄王へ話しかける（舒明天皇の即位前に、推古天皇の遺言に関して）

⑩ 群臣が後の舒明天皇へ即位を促す

これらの例をみると、皇太子あるいは天皇の位に非常に近いと思われる人物に対して、即位に際しての一連の出来事の中で、「大王」の語が使われている。一方、繡帳銘の「大王」をみると、やはり会話文の中で使用されており、妃多至波奈大女郎が推古天皇との会話の中で、太子のことを「（我）大王」と呼んでおり、『日本書紀』の使用例と非常によく似ている。

このことから、天皇号が成立した後、「大王」の語はそれまでの意味を失って、皇太子あるいは天皇の位に非常に近いと思われる人物に対して、敬称として使用されたのではないかと推測できるだろう。

前章では、繡帳銘系譜部分の考察から八世紀初め以降の成立であると想定したが、このように『日本書紀』の記事と近似する要素を含んでいる点からも、同じ時期の成立の可能性を見出すことができると思う。

### 三 天寿国繡帳銘にみる「公主」の語についての考察

天寿国繡帳銘文の中に「孔部間人公主」という記載がある。

「公主」とは、皇女のことであり、元来中国の呼称である。また、瀬間氏によると「早くから古代朝鮮半島でも用いていたことが確認される」という。

繡帳銘文の他に「公主」が用いられた例をみると、

① 「元興寺丈六釈迦仏光背銘」

而妹公主名止与弥拳哥斯岐移比弥天皇

② 「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」

請上宮聖德法王、令講法華勝鬘等経岐、其儀如僧、諸王公主及臣連公民信受無不喜也

③ 「上宮聖德法王帝説」

少治田天皇請上宮王、令講勝鬘經、其儀如僧也、諸王公主及臣連公民信受無不嘉也

④ 「日本後紀」卷十二延暦廿四年六月

審欺之云、所以來和者、欲嫁公主也。(中略)

去年十二月、吐蕃使等歸国。尋彼來由、在娶公主。

- ⑤『日本後紀』卷卅三逸文(『日本紀略』) 天長二年正月戊申、掖庭公主參觀冷然院。賜陪從大夫已下祿。庚戌、掖庭公主自冷然院還。

- ⑥『続日本後紀』卷十七承和十四年十月弘仁十四年春二月天皇幸齋院花宴。俾文人賦春日山庄詩。各探勒韻。公主探得塘光行蒼。(中略) 天皇書懷。賜公主曰。

- ⑦『三代実録』卷二貞觀元年四月十八日癸卯諸王公主。固磐石之緒。天人之際逾高。

- ⑧『遍照發揮性靈集』  
為酒人内公主遺言。

- ⑨『菅家文章』  
復有長姉公主、步真空而不帰。

- ⑩『東大寺要録』卷第一 天平十七年八月二十三日  
公主婦人命婦采女文武官人等、運土築堅御座。

これらの史料の成立時期をみると、

- ①「元興寺丈六釈迦仏光背銘」については、像も光背も現存せず、醍醐寺本『諸寺縁起集』所収の「元興寺縁起」の「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」に「丈六光銘」が掲載

されている。吉田一彦氏は、豊浦寺の支配をめぐる争いの歴史を基に検討を加えられ、「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」について、「九世紀後半に成立したものが、平安末期に改作され、今見るものとなった」と考察されている。なお、「元興寺丈六釈迦仏光背銘」は「平安末期改作された際に付加された部分」だとい<sup>9)</sup>う。

- ②天平十八年十月の僧綱(そうごう)の牒にしたがつて、天平十九年に法隆寺から提出されたもの。

③②の記事とほとんど同じものである。家永氏は「帝説」のこの部分を含む太子の事績記事は、奈良時代初期以降の成立と考察されている。しかし、大山氏が指摘されたように、「帝説」の太子の事績記事の中にみられる「法華等経疏(ぎょうしよ)」が、太子政策として登場するのは「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」であることから、「帝説」の記事は「法隆寺資財帳」を引用した<sup>10)</sup>ことがうかがえる。したがって、この記事は天平十九年以降の成立であると思われる。

- ④⑤承和七年成立  
⑥貞観十一年成立  
⑦延喜一年成立  
⑧承和二年までに成立

## ⑨ 昌泰三年成立

## ⑩ 嘉承元年成立

以上、「公主」の語がみられる史料の成立時期をみると、すべてが天平期以降であり、繡帳銘の成立時期もその時代を大きく遡ることは考えにくいであろう。したがって、「公主」の語からみた繡帳銘の成立時期も、これまで考察してきたように八世紀はじめ以降の成立という考えに矛盾しないものである。

## 四 銘文からみた天寿国繡帳の成立時期

現存する亀甲図を含む台裂をみると、一続きの羅の台裂の上に鳳凰や雲、変化生と隣り合って亀甲図が刺繡されており、大橋氏の言われるように「亀甲図は天寿国を莊嚴する各種図柄と同じく意匠としての機能を持っていた」と思われる。したがって、銘文（系譜記事も含む）も、繡帳が製作される際に作られて刺繡されたものであると考える。

前章までに銘文の成立時期を八世紀初め以降と想定してきたが、金沢英之氏によると、繡帳銘の暦は儀鳳暦に基づくといい。すなわち、繡帳銘には、間人王の忌日について、「辛巳十二月廿一癸酉日」と記載されているが、『三正綜覧』によると、辛巳年（推古二十九年）十二月二十一日

の干支は甲戌であり、一日のずれが生じている。このずれに関して、銘文の依拠した暦を儀鳳暦とすることで説明できることを明らかにされたのである。しかしながら、暦相互変換プログラム *when* を開発された須賀隆氏のご教示によれば、間人王の忌日の干支が「癸酉」となることから証明できるのは、進朔を行わない定朔の暦法が用いられたことのみであって、使われた暦法まで断定することはできないとのことである。事実、*when* によって計算すると、儀鳳暦のみならず大衍暦によって計算された場合にも干支は「癸酉」となる。儀鳳暦の使用された時期は、持統四年から元嘉暦と併用され、文武二年からは儀鳳暦が単独で、天平宝字七年まで用いられている。その後、大衍暦は天安元年まで使用されている。したがって、干支の上からは、とりあえず繡帳銘の成立時期は八世紀初めから九世紀半ばまで幅広い可能性を認めておくのが穏当だと考える<sup>1)</sup>。

なお、その場合、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の、

「合通分繡帳貳帳 〈其帶廿二條 鈴三百九十三〉

右 納賜淨御原宮御宇 天皇者」

とある繡帳が問題になってくるが、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』には金堂薬師像や同釈迦像も記載されており、その際光背銘にも留意しているのが明白である。そのこと

から、大山氏がいわれるように「繡帳二帳が天寿国繡帳そのものであったら、その銘文の趣旨を記さないはずはない」<sup>(12)</sup>だろう。そうすると、天寿国繡帳はこの時点では少なくとも出来上がっておらず、天平十九年以降の成立となる。よって、繡帳の成立時期は天平十九年以降九世紀半ばまでと絞り込めることになる。

なお、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』が作られた天平十九年は、『三経義疏』が出現するなど、太子信仰の成立過程では画期をなす年である。若井敏明氏が指摘するように、法隆寺は「天平年間に入って、奈良初期までの様相と変わって聖徳太子に関係ある寺院として光明皇后から特別な施入を受けるようになった」<sup>(13)</sup>。太子信仰の隆盛とともに法隆寺が特別な寺院となり、上宮王院が創立されるようになる状況下、加えてさまざまな太子の遺愛の品が登場する時代である。これ以後も『上宮皇太子菩薩伝』や『上宮聖徳太子伝補闕記』という太子伝記が編まれ、その中で太子の事績は次第に神秘化されていったことを考えると、この間、太子に関連する品として天寿国繡帳が作られた蓋然性は高いと思う。

## 五 図様からの成立時期の考察

さらに天寿国繡帳の図像をとりあげて、繡帳の成立年代について検討を続けたい。

### (一) 天寿国繡帳の原本と再興部分について

『上宮聖徳法王帝説』の銘文記事の末尾に「右在法隆寺蔵繡帳二張縫着亀背上文字者也」とあることから、繡帳は成立後、法隆寺に収められていたことがわかる。その後、鎌倉時代になって文永十一年中宮寺の尼僧信如によって発見され、建治元年に模本が製作された。現在の残欠の中にも原本と模本が混じっているという。

毛利登氏によると、「原本である羅の台裂部分は、繡糸は強い左捻りで染色も鮮麗である。また、台裂の文様も四つ目の菱菱を織り出しており、正倉院に残された羅と同様な風趣である」という。一方、「模本である綾と平絹の台裂は、繡糸は右捻りと平糸で、染色も弱々しい。なお、白鳳天平時代の絹の経緯の密度はほぼ均等であるのが原則であるが、この平絹は経糸が細く瘦せ、緯糸がよく肥えているのは後代に多い絹質」<sup>(14)</sup>であるという。



## （二）図様にみられる古い

### 要素

従来、繡帳の成立を推古朝とみる意見では、図像の中にみられる古い要素を指摘している。例えば、東野氏は、繡帳内に表された人物が古い服制に基づく衣服を着用していると考えられている。これは天武十一年三月に禁止された服制であり、「親王以下、百寮諸人、自今已後、位冠及襴褶脛裳、莫着」（『日本書紀』同月条）とあるところの褶を着用しているという。しかしながら、衣服令には褶が記載されており、大宝令において礼服として復活した。また、その際の上衣は袍のような長衣でなく、天寿国繡帳に見るような旧制の短衣であつたらしい<sup>(15)</sup>。

また、図様の右下にみえる鐘堂の屋根が鍔葺きであることで、繡帳の古くみる意見があるが、確かに皇極

二年の建立である山田寺金堂が鋳葺きであったという説がある。しかし、建物に関しては、過去に建てられたものをみて、描くこともできるだろう。建物の建立時期から繡帳の成立時期を一概には論じられないように思う。また、玉虫厨子の屋根にも鋳葺きが見られるが、玉虫厨子の成立年代には諸説があり、七世紀後半以後という意見が大勢である。こうしてみると、古い要素というものの、必ずしも推古朝まで遡ることができるかという点、疑問である。

なお、これらの古い要素は模本の箇所においてもみられることから、建治の再興時には、古い繡帳の図様を基に忠実に模本を製作したものと考えてよいだろう。

### (三) 図様にみられる新しい要素

一方、図様の中でも比較的新しいと思われる要素がある。画面左下の仏殿と思われる建物の部分である。

建物の基壇部分に蓮弁らしいものがあらわされている。大橋氏は「蓮弁の中に円文をあらわした反花」であるとして、大陸の類似例を挙げておられるが、東野氏も「蓮弁以外には想定しにくい」とされ、法隆寺献納宝物の「金銅小幡」(現東京国立博物館蔵)の仏像台座蓮弁に類似すると指摘された。さらに、法隆寺献納宝物「勝鬘經」(十三世

紀鎌倉時代)の見返しにある「聖德太子勝鬘經講讃図」にも白と青の大きな蓮弁が降っていて、様相は異なるものの、繡帳の建物基壇部分に見られるものと同じ色である。やはりこれは蓮弁とみてさしつかえないだろう。

さらに東野氏は、蓮弁が表現されていることから、この画面を太子の勝鬘經講讃図であると想定され、検討を進められている。確かに、他の勝鬘經講讃図では「聖德太子伝暦」の「講竟之夜・蓮華零、花長二三寸(尺)、而溢方三四丈之説場(地)」という記事を受けて、大きな蓮弁が降っている様子があらわされているものの、繡帳の図様とは様相がかなり異なる。繡帳の図様は、大橋氏の言われるように、「あたかも仏殿が基壇」と反花の蓮華座の上におかれているかのよう」に思われる。大橋氏はこれ以上言及されていないが、この図は勝鬘經を説いた際に蓮弁が降ったという伝説に加え、蓮弁が降ったその場所に橘寺が建立されたという伝承に基づくのではないだろうか。

橘寺の建立に関する伝承は、平安中期に成立したと思われる「聖德太子伝暦」に記載されている。なお、『橘寺縁起』にも同様の伝承が見られるが、講説の夜に降った蓮華を太子が石櫃に入れて埋めたことや吉野川の小石に法華經を書いて、蓮華で覆ったなどと、『聖德太子伝暦』の記事

より、発展付随した伝承が見られることから、『聖徳太子伝暦』がまず成立し、『橘寺縁起』に引用されたのであろう。また、『聖徳太子平氏伝私注』の中にも、『巡礼記云』と太子による勝鬘經の講經と橘寺伝承の記事がある。「現存する『七大寺巡礼私記』（保延六年成立）には当該箇所が欠けているものの、当初はこの伝承記事を含んでいたものと思われる<sup>16)</sup>」。なお、『聖徳太子伝暦』に先行する『上宮皇太子菩薩伝』（八世紀後半に成立）や『上宮聖徳太子伝補闕記』（平安遷都後に成立）にはこの橘寺建立に関する伝承はみられない。

#### （四）古い繡帳の存在の可能性

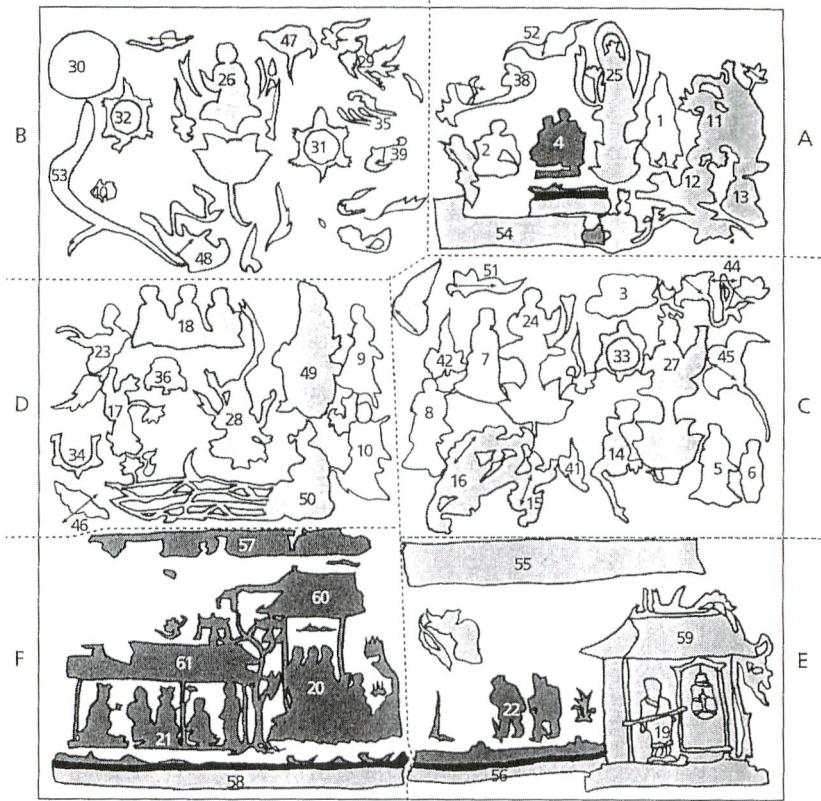
この繡帳が『聖徳太子伝暦』の伝承を受けて成立したとすると、平安時代になって前述したような古い様式の銘文や図様を研究して製作するだけの技術があったかどうか疑問である。では、このようにひとつの繡帳の中に、古い要素と新しい要素が混在していることをどう考えるか。

実は、橘寺の伝承と思われる図様は、珠文帯には含まれた部分である。加えて、通常織物では縦糸方向は縦に使うところを、この箇所では縦糸方向を横にして使われている、繡帳の周辺部ではないかと考えられている。なお、そ

のほかの縦糸方向を横にして使っている箇所には、跪拝する人物や何かを背負って杖を手に歩く人物（下部に珠文帯あり）が見受けられ、他にさまざまな図様があったことがうかがえる。新しい要素が周辺部と思われる箇所があり、この周辺部には他にもさまざまな図様があったことからみると、銘文成立に矛盾しない時期、すなわち天平十九年以降、九世紀半ばまでの間に作られた古い繡帳があり、『聖徳太子伝暦』以後に、太子の事績を図様にした部分が周囲に追加された可能性が考えられないか。

大橋氏は、繡帳の推古朝成立を主張されながらも、この左下の珠文帯には含まれた箇所は「太子絵伝的なもの」と言われている。周辺部と思われる箇所にさまざまな図様が他にもあったらしいことからみても、的を得た表現だと思う。

大勢では、「太子信仰の芸術的表現は伝暦成立後、平安時代後期に著しい萌芽をみたが、鎌倉時代に至って絶頂に達した感がある<sup>17)</sup>」という。『聖徳太子伝暦』が成立した後、その内容を受けて、太子全生涯の絵画的表現が隆盛する。「太子への尊崇の念が聖徳太子信仰として観念化されるのと並行して数多くの太子絵伝が制作され、多様な展開を見せた<sup>18)</sup>」。現存する最古の絵伝は法隆寺東院絵殿の障子



天寿国縹帳残欠図様配置図

- 羅地部分
- 綾地部分
- 平絹地部分
- 綾と平絹が重なっている部分

↔ は下地裂の経糸方向を表わす。  
平絹地の部分はすべて裂が横位置（織物の縫糸方向が図様の左右）に扱われている。

〔図：東野治之氏作成〕

（以上、注39沢田むつ代論文に依り、図に区画線を加筆した）

絵であった「聖徳太子絵伝屏風」(延久元年、秦到真筆、東京国立博物館、法隆寺宝物館所蔵)である。

では、古い繡帳に新しい周辺部が追加されたと仮定すると、その時期はいつだろうか。「聖徳太子伝暦」、「上宮聖徳法王帝説」のあと、天寿国繡帳の存在が確認できるのは、「太子伝古今目録抄」および信如による繡帳発見時であり、その間の動向は把握できない。「太子伝古今目録抄」には前後(太子母王)の崩日について「中宮寺曼荼羅之銘文ニ爾見タリ」との記述がみえる。「太子伝古今目録抄」は嘉祿三年に成立したと考えられているが、天寿国繡帳は「上宮聖徳法王帝説」によると法隆寺に蔵してあることがわかり、さらに文永十一年信如によって法隆寺蔵から発見されている。ここの記事のみで、「太子伝古今目録抄」の成立時期を語ることはできないが、少なくとも「中宮寺曼荼羅之銘文ニ爾見タリ」との記述は、信如による再興の後に記載されたものではないだろうか。となると、「聖徳太子伝暦」、「上宮聖徳法王帝説」のあと、信如によって発見されるまで、天寿国繡帳の存在は行方がわからなかったと考えても差し支えないだろう。「太子曼荼羅講式」にもあるように「徒理法隆寺久朽綱封倉、世以不知之、人以不存之」という状態だったのだらう。

天寿国繡帳についての一考察(野見山)

仮に繡帳の存在が明らかで、絵伝の図のような大掛かりな追加がなされたら何らかの記録が残っていてもよいはずである。また、古い繡帳の周囲に新しい部分を追加することが技術的に可能かどうかとも定かではない。したがって、信如による建治元年の再興時に、古い繡帳を忠実に復元しつつ、その周囲には太子の事績をあらわした絵伝的部分を追加し、新繡帳が成立したと推測する。

### むすび

天寿国繡帳について、銘文と図様という観点からアプローチした。まず、銘文中の干支を考慮したうえ、さらに「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」に繡帳の存在が確認できないことから、繡帳が成立したのは、天平十九年以降九世紀半ばまでの間と考えた。なお、これは繡帳銘中に使用された「大王」「公主」の語からみても矛盾しない。この時期は、光明皇后を中心に、法隆寺に特別な施入が行われるようになり、また上宮王院が創建され太子信仰のひとつの画期をなす時期である。さらに、さまざまな太子の遺品がどこからか探し出されて奉納されており、そうした中、天寿国繡帳は太子に関係深い品として、多至波奈大女郎に仮託して、作り出されたものと思われる。

また、繡帳の仏殿と思われる図様が橘寺建立の伝承に基づくものではないかとの解釈に基づき、繡帳の成立時期に関して検討を進めた。すなわち、繡帳の図様の中には天平十九年から九世紀半ばまでの間に成立したと思われる古い要素と、『聖徳太子伝暦』以後の新しい要素が混在していることになる。さらに、新しい要素を含む繡帳の周辺部と思われる箇所には、その他にもさまざまな図様があったようであり、『聖徳太子伝暦』以降、その内容を受けて太子絵伝が描かれるようになる状況を踏まえ、加えて、『上宮聖徳法王帝説』、『聖徳太子伝暦』以降、文永十一年に発見されるまで繡帳の存在は明らかでなかったことを考慮すると、私見では天平十九年から九世紀半ばの間に成立した古い繡帳があり、信如による建治元年の再興時に、古い繡帳を忠実に復元しつつ、太子絵伝的な図様を周囲に施した新繡帳が成立したと考えた次第である。

以上、天寿国繡帳の銘文と図様に見られる古い要素と新しい要素が混在することから導かれるひとつの可能性を示した。先行研究を見ても、これまで図様と銘文が同時に研究される機会はそう少なくなかったようである。しかしながら、殊に図様に関しては、浅学の身で詳細な検証には力が及ばず、今後の課題を提示したという形にとどめておきた

いと思う。

# 注

- (1) 飯田瑞穂「天寿国繡帳銘をめぐる」『古美術』一一、一九六五年
- (2) 林幹彌「上代の天皇の呼び名」『史観』四五、一九五五年
- (3) 大橋一章「天寿国繡帳の制作年代」『天寿国繡帳の研究』吉川弘文館、一九九五年。以下、大橋氏の考察に関する引用については当論文による。
- (4) 義江明子「『娶生』系譜にみる双方的親族関係」『日本古代系譜様式論』吉川弘文館、二〇〇〇年。以下、義江氏の考察に関する引用について、特に記載がない場合は当論文による。
- (5) 東野治之「天寿国繡帳の制作年代―銘文と図様から見た―」『考古学の学際的研究』岸和田市教育委員会、二〇〇一年。以下、東野氏の考察に関する引用については当論文による。
- (6) 金沢英之「天寿国繡帳銘の成立年代について―儀鳳暦による計算結果から―」『国語と国文学』七八―一一、二〇〇一年。以下、金沢氏の考察に関する引用については当論文による。
- (7) 瀬間正之「推古朝遺文の再検討」『聖徳太子の真実』大

山誠一編、平凡社、二〇〇三年。以下、瀬間氏の考察に關する引用については当論文による。

- (8) 大山誠一『聖德太子』をめぐる若干の問題』長屋王家木簡と金石文』吉川弘文館、一九九八年。

- (9) 吉田一彦『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』の信憑性』『聖德太子の真実』大山誠一編、平凡社、二〇〇三年。

- (10) 大山誠一『上宮聖德法王帝説』成立試論』『聖德太子の真実』平凡社、二〇〇三年。

- (11) 須賀隆氏のご教示は小口雅史氏を通じて得たものである。須賀隆氏によると、大衍曆に關しては、進朔が行われたか否か、また進朔を行ったとしてどのくらいの時刻以降のときに進朔したかは、学問的には結論が出ていないとのこと。『日本曆日原典』では版によって採用した日付が異なる。

- (12) 大山誠一『聖德太子關係史料の再検討(一)』『東アジアの古代文化』一〇六、二〇〇一年。

- (13) 若井敏明『法隆寺と古代寺院政策』『続日本紀研究』二二八、一九九四年。以下、若井氏の考察に關する引用については当論文による。

- (14) 毛利登『天寿国繡帳について―繡帳の原本と建治再興の繡帳について』『古美術』一一、一九六五年。

- (15) 関根真隆『奈良朝服飾の研究』吉川弘文館、一九七四年。

- (16) 林幹彌『太子信仰の研究』吉川弘文館、一九八〇年。

- 天寿国繡帳についての一考察(野見山)

- (17) 小倉豊文『聖德太子信仰―その芸術的表現を中心として』『古美術』七、一九六五年。

- (18) 朝賀浩『聖德太子の美術』『聖德太子事典』石田尚豊ほか編 柏書房、一九九七年。